

第5章 計画の実現に向けて

5-1 行為の届出に関する事項

(1) 届出制度の概要

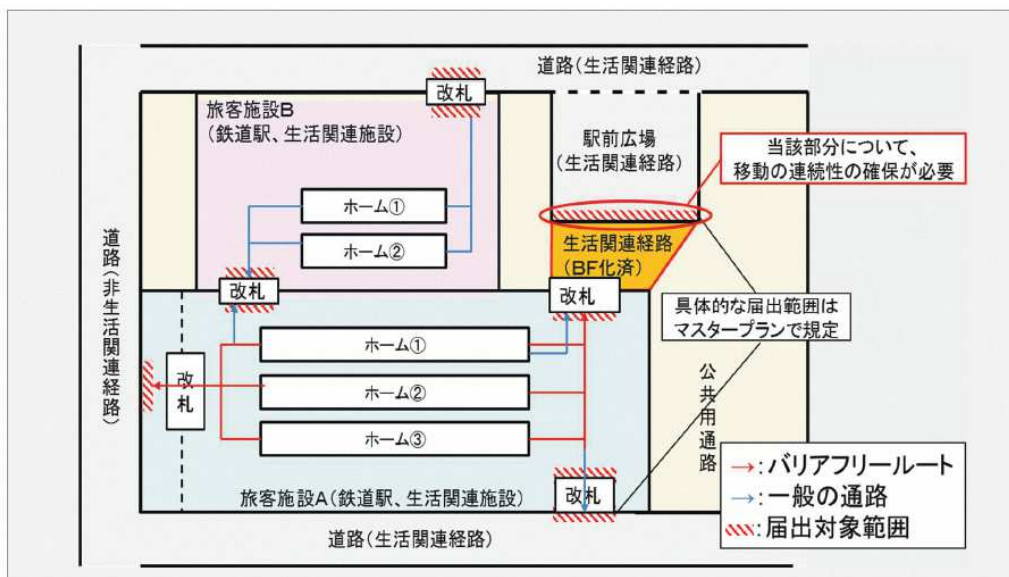
公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等で、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届出が必要となります。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

表 届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 (生活関連施設である旅客施設)	当該旅客施設と下記との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 (生活関連経路である道路法による道路)	下記に接する道路の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）



〈出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

国土交通省〉

図 届出対象のイメージ

(2) 届出制度の対象となる範囲

本市では生活関連旅客施設の出入口のほとんどが生活関連経路である道路法による道路と接しており、届出の対象になります。また、乗換経路がある場合や駅出入口から道路又は他の生活関連旅客施設に行くまでに生活関連経路である道路法による道路以外の通路等を経由する場合はそれら通路等との間の経路又は出入口についても届出の対象になります。

表 届出制度の対象となる旅客施設及び道路とその範囲

地 区	届出の対象となる施設		届出の範囲 (接続部分)
	旅客施設	道 路	
緑地公園駅地区	緑地公園駅	(市道) 東寺内町歩第2号線	駅と道路(地下道)
千里中央駅地区	千里中央駅 (北大阪急行)	(市道) 千里中央2号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第2号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第3号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第4号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町歩第9号線	駅と道路との間の通路
	千里中央駅 (大阪モノレール)	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
少路駅地区	少路駅	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 少路駅前線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 少路上野坂線	駅(地下1階)と道路
柴原阪大前駅地区	柴原阪大前駅	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 豊中柴原線	駅と道路、2階デッキ
蛍池・大阪空港駅地区	蛍池駅 (阪急)	主要地方道大阪国際空港線	駅と道路
		(市道) 蛍池駅前線	駅と2階デッキ
	蛍池駅 (大阪モノレール)	国道176号	駅前広場と道路
		主要地方道大阪国際空港線	駅と道路
	大阪空港駅	—	大阪国際空港
大阪国際空港	—	大阪空港駅	
豊中駅地区	豊中駅	国道176号	駅と道路
		(市道) 阪急西側北線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 阪急東側線	駅と道路、2階デッキ
岡町駅地区	岡町駅	(市道) 阪急東側線	駅と道路
		(市道) 阪急西側北線	駅と道路
曽根・服部天神駅地区	服部天神駅	(市道) 服部天神駅利倉東線	駅と道路
		(市道) 服部元町第14号線	駅と道路
	曽根駅	(市道) 曽根駅東町線	駅と道路
		(市道) 曽根服部緑地線	駅と道路

地区	届出の対象となる施設		届出の範囲
	旅客施設	道路	
庄内駅地区	庄内駅	(市道) 庄内東駅前線	駅と道路
		(市道) 阪急西側庄内線	駅と道路



曽根駅と曽根駅東町線との接続部分



豊中駅と阪急西側北線(2階デッキ)との接続部分



庄内駅と阪急西側庄内線との接続部分



少路駅と少路駅前線との接続部分



岡町駅と阪急西側北線との接続部分



服部天神駅と服部天神利倉東線との接続部分

5-2 バリアフリーマスタープランの推進・評価体制

バリアフリーマスタープランの取組みを進めるためには、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者の連携・協力が必要であることから、その機会の創出に努めるとともに、協議会で定期的に進捗状況の確認を行い、PDCAサイクルによりバリアフリー化を推進します。また、新しい生活様式等に関する社会の動向や地域の変化等もふまえ、必要に応じて計画の見直し等を行うものとします。

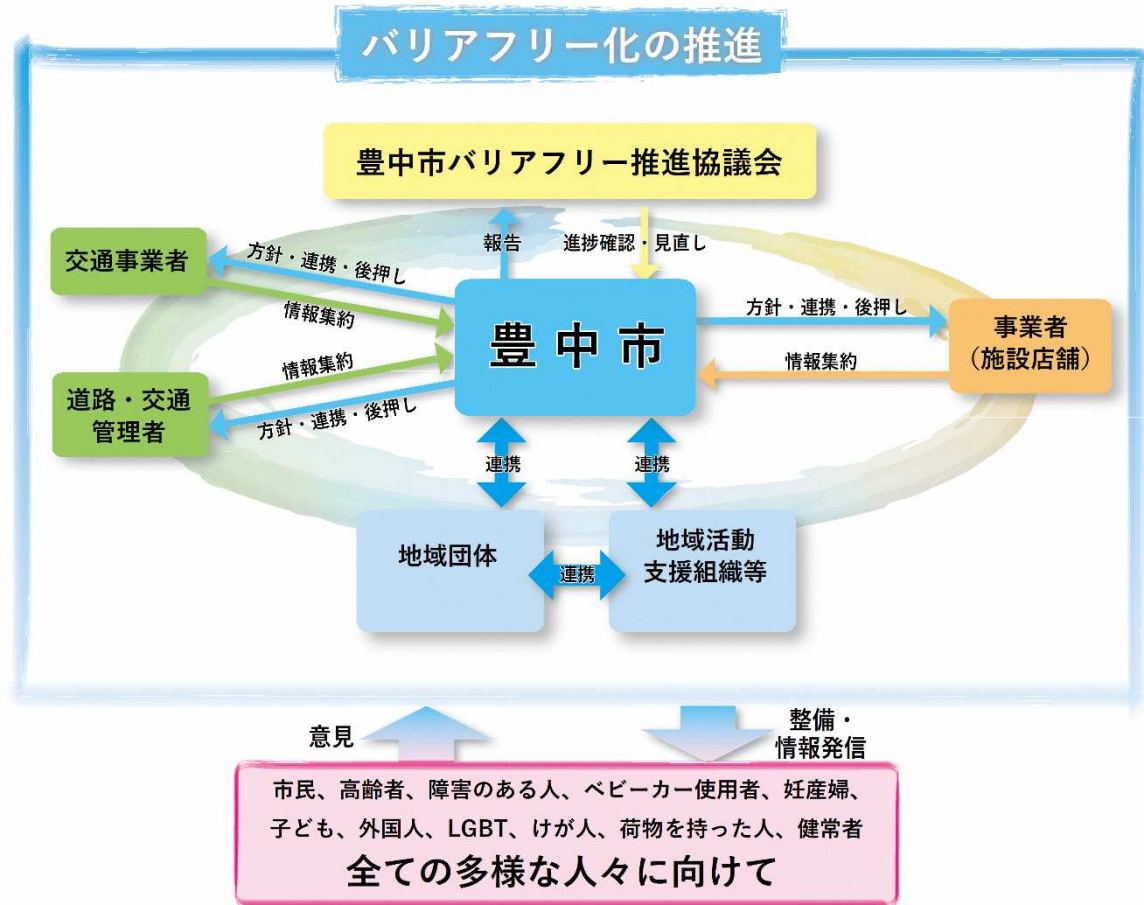


図 バリアフリーマスタープランの実現に向けた推進・評価体制

	令和4年度（1年目）				令和5年度（2年目）	令和6年度（3年目）	令和7年度（4年目）	令和8年度（5年目）	令和9年度（6年目）	令和10年度～（7年目～）
	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期						
バリアフリーマスタープラン										
第1次計画期間（令4～令9年度） ※必要に応じ改訂	第1次			改訂	第2次					
マスタープランに基づく取組み	取組みの推進									
安全・安心なまちづくり	取組みの推進									
バリアフリー情報の提供	取組みの推進									
社会モデルの浸透と意識上の障壁除去 （「心のバリアフリー」）の推進	取組みの推進									
当事者・利用者意見の反映	取組みの推進									
バリアフリー推進協議会	取組みの推進									
協議会による進捗管理 ●定期的に開催 ○必要に応じ開催		●		○						

図 バリアフリーマスタープランの進め方